

可搬型マルチペイメント端末導入業務委託に係るプロポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

本市では「市民の利便性向上」と「新しい生活様式の実践」等を目的に、市役所業務におけるキャッシュレス決済の導入を推進しており、市税や水道料金など、件数が非常に多いものについては早期に導入済である。令和5年度はマルチペイメント端末の導入等により、さらなるキャッシュレス決済の拡大を行う。

可搬型マルチペイメント端末導入業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む）に係る業務実績、技術力等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

可搬型マルチペイメント端末導入業務委託

(2) 業務の目的

接触機会の減少、手数料等の支払方法の選択肢増加による市民の利便性向上。

(3) 業務内容

SIMによる通信機能、レシートプリント機能などを搭載し、QRコード、クレジットカードなどのキャッシュレス決済を可能とする可搬型マルチペイメント端末の導入。

(4) 業務期間

令和5年6月1日から令和6年3月31日まで

3 当該業務の予算額等

627,000円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

(1) 茨木市（以下「市」という。）の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載されていること。ただし、未登録者は「6 入札参加資格を有さない者の参加」を参照のこと。

(2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建

設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 法人格を持つ民間企業等※1であること。ただし、法人格を持たない権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合、個人事業主等であっても、契約時に法人格を持つ民間企業等となっている見込みのある場合※2はこの限りでない。

※1 「法人格を持つ民間企業等」とは、民間企業、NPO法人、これら法人以外の法人（一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合等）のことをいう。

※2 審査の結果、候補者となり契約締結に向けた手続き中であっても、契約締結（令和5年4月1日予定）時点で法人格を有さなかった場合は失格とする。この場合、審査結果の次点事業者であって、合計点数300点以上の事業者を候補者とし、該当する候補者がいない場合は改めて募集するものとする。

(5) 過去10年間に於いて、本業務と同種の業務について地方公共団体から受託し履行した実績を複数有していること。

なお、同種の業務とは、マルチペイメント端末導入に関する業務をいう。

6 入札参加資格を有さない者の参加

5(1)に掲げる入札参加者資格名簿に登録されていない者が参加する場合は、「入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった場合、当該名簿に登録するものとする。ただし、起業後2年以内の事業所等については、本業務にのみ入札参加資格を有するものとする。

なお、令和5年5月12日（金）午後5時までに参加申込を行わない場合は、このプロポーザルに参加することはできない。

7 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

(1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで政策企画課宛に送信すること。

提出期限：令和5年5月11日（木）午後5時まで（必着）

提出先：茨木市 企画財政部政策企画課

E-mail：kikaku@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けません。

(2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：随時

掲載場所：茨木市ホームページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/kikaku/menu/gyoseikeiei/60927.html>

8 参加申込及び資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること（代表者の氏名が自署の場合は押印不要です）。

ア 必要書類

業務実績調書（様式3号）

業務実施体制調書（様式4号）

イ 提出先：茨木市企画財政部政策企画課（茨木市役所本館3階）

ウ 提出期限：令和5年5月12日（金）午後5時まで

エ 提出方法：郵送または持参による（提出期限までに必着）

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、事務局において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式5号）により令和5年5月15日（月）までに参加希望者に通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式6号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに政策企画課へ提出すること。

9 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記イ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式、A4サイズ縦）

次の提案①～⑤の項目ごとにわかりやすく、かつ簡潔に記載すること。

① 対応可能な決済サービス・ブランド及び手数料

② マルチペイメント端末導入後の運用経費

③ マルチペイメント端末の機能

④ マルチペイメント端末導入時のサポート

⑤ マルチペイメント端末導入後の保守

イ 参考見積書（様式7号）及び内訳書（任意様式、A4サイズ縦）

※ 受託希望の金額を記入すること。なお、受託候補者については提案内容の調整を行った後、再度見積を徴収する。

※ 業務内容について、内訳がわかるように見積もること。

※ 「ウ 参考見積書（様式7号）及び内訳書（任意様式）」については、正本のみ提出すること。

(3) 資料記載上の留意事項

上記9(2)アの電子データには、企業名を入れないこと。

(4) 提出方法等

ア 提出期限：令和5年5月24日（水）午後5時まで（厳守）

イ 提出場所：茨木市役所 本館3階 企画財政部政策企画課事務室

ウ 提出方法：郵送または持参による（提出期限までに必着）

エ 提出部数：正本1部及び電子データ

(5) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

10 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 書類審査

提出された企画提案書類等を、別紙で示す審査基準に基づいて審査する。

(2) 審査結果の通知

ア 結果通知

審査の結果は、令和5年5月26日（金）以降に当該審査を行った全者に対し、郵送でプロポーザル審査結果通知書（様式8号）により通知する。

イ 結果に対する問合せ

審査により候補者とならなかった提案者は、通知日より起算して5日以内に審査結果について、説明を求めることができるものとする。

11 審査方法及び配点

(1) 審査方法

審査方法は、以下の事務局審査及び委員審査によるものとする。

<事務局審査>

審査基準	審査内容	配点
業務実績調書内容	<p>国、地方公共団体で、本業務と同種の業務または類似の業務を実施した実績があるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同種の業務実績 （官公庁における可搬型マルチ決済端末の導入） ：2点×件数 ・類似の業務実績 （官公庁におけるPOSレジシステムの導入）：1点×件数 	20
業務実施体制調書	<p>担当者の人員配置や業務体制など、実施事業のための十分な体制が取れているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総括責任者の業務経験年数 10年以上：10点、5年以上10年未満：5点、5年未満：1点 ・実績を有する担当者数（総括責任者を除く） 3人以上：10点、2人：5点、1人：1点 	20

提案額（参考見積額）	業務内容に見合った適正な見積となっているか。 (最低見積金額/見積金額) × 60点 ※小数点以下切り捨て	60
合計		100

<委員審査> (配点は委員1人あたり)

審査基準		審査内容	配点
企画提案書	対応可能な決済サービス・ブランド及び手数料	対応可能な決済サービス・ブランドの数とそれに係る手数料率が適正であるか。	20
	マルチペイメント端末導入後の運用経費	端末やシステムの月額使用料、インターネット通信費、消耗品費などの運用経費（決済手数料は除く）が可能な限り低く抑えられているか。	20
	マルチペイメント端末の機能	操作者の見やすい画面レイアウトで、専門知識を有しない職員でも簡便に操作できるか。 誤操作防止につながる効果的な機能又は防止策が提案されているか。 決済情報を簡便かつ詳細に確認することができるか。	20
	マルチペイメント端末導入時のサポート	導入時に端末の初期設定がなされているか。また、端末を使用する職員に対し、使用方法等について研修がなされるか。	10
	マルチペイメント端末導入後の保守	障害発生時に対応できるサポート体制を常時取っているか。特に端末機の障害については、直ちに対応できる体制が整備されているか。保守料金はいくらか。	10
合計			80

(2) 配点

- ① 事務局審査 100点
- ② 委員審査 400点 (80点×5委員)
- ①と②の合計500点とする。

12 候補者の決定

候補者は、別紙採点基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記11の配点(配点の総合計

点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、「対応可能な決済サービス・ブランド及び手数料」と「マルチペイメント端末の機能」の合計点が高い提案者を候補者とする。
- (4) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額かつ、「対応可能な決済サービス・ブランド及び手数料」と「マルチペイメント端末の機能」の合計点が高点の場合、くじにより候補者を決定する。
- (5) 候補者が1者のみであった場合は、審査を行い評価点が300点以上であった場合に候補者とする。
- (6) 審査の結果、評価の合計点数が300点以上に達した事業者がない場合は、適格者なしとする。

13 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

本市は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額（参考見積額）を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

14 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

15 日程

参加申込期間	令和5年4月28日（金）午前9時から 令和5年5月12日（金）午後5時まで（厳守）
質問期限	令和5年5月11日（木）

質問に対する回答	随時
参加資格審査結果通知	令和5年5月15日（月）
企画提案書提出期間	令和5年5月16日（火）午前9時から 令和5年5月24日（水）午後5時まで（厳守）
審査結果通知	令和5年5月26日（金）（予定）
契約締結・業務開始	令和5年6月1日（木）（予定）

16 その他

- (1) 参加者が1者のみであった場合においても、本プロポーザルを実施する。
- (2) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - ウ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
 - エ 契約締結時に法人格を有さない場合
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

17 担当部署

茨木市 企画財政部政策企画課
 担当 : 佐藤
 TEL : 072-620-1605（直通）
 E-mail : kikaku@city.ibaraki.lg.jp